

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：都市計画総務費

## 事業名 中京都市圏総合都市交通体系調査費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市政策課 施設計画係 電話番号：058-272-1111(内3757)

E-mail：[c11654@pref.gifu.jg.jp](mailto:c11654@pref.gifu.jg.jp)

1 事業費 100,920千円(前年度予算額：4,050千円)

&lt;財源内訳&gt;

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,050	1,350	0	0	0	0	0	0	2,700
要求額	100,920	33,640	0	0	0	0	0	0	67,280
決定額	100,920	33,640	0	0	0	0	0	0	67,280

## 2 要求内容

## (1) 要求の趣旨(現状と課題)

今日の複雑多岐にわたる都市交通問題を解決するためには、都市交通の発生主体である「人の動き」「物の動き」を体系的に把握する必要がある。

令和3年度は、「人の動き」を捉える第6回中京都市圏パーソントリップ調査の3年目として、過年度に実施した事前調査を踏まえ、「実態調査」を実施するための費用を要求する。

## (2) 事業内容

愛知県、三重県、名古屋市(以下「関係縣市」という)及び中部地方整備局と連携し、中京都市圏における人や物の動きを「パーソントリップ調査」及び「物資流動調査」により把握し、総合的な都市交通体系の在り方を検討するもの。

総合都市交通体系調査は概ね10年周期で実施し、前半約5ヵ年でパーソントリップ調査、後半約5ヵ年で物資流動調査を実施している。

- ・パーソントリップ調査  
昭和46年に第1回調査を実施し、これまでに5回実施。
- ・物資流動調査  
昭和51年に第1回調査を実施し、これまでに5回実施。

(3) 県負担・補助率の考え方

街路交通調査費補助(国)補助率：1 / 3

(4) 類似事業の有無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	100,920	実態調査の実施
合計	100,920	

**決定額の考え方**

4 参考事項

(1) 他県の状況

- ・東京都市圏、京阪神都市圏において同調査を実施

# 事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 令和5年度末までに、中京都市圏の都市交通の現況を把握するとともに、将来の動向を踏まえて望ましい都市交通体系のあり方について取りまとめる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
	(H)	(H) (H) (H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H) (H) (H)	(H)	(H)	%

指標を設定することができない場合の理由

年度ごとに達成度を数値で評価できる事業内容ではないため。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
 令和2年度は来年度の本体調査の実施に向け、都市圏内市町村の中から恵那市、海津市の計250世帯を対象に、郵便及びオンライン回答が可能な方式で事前調査を行った。（調査対象日：10月7, 8, 14, 15日及び11月4, 5, 11, 12日）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
 「人の動き」に関する実態調査に向け、事前調査での調査票の回収率、調査項目の見直しによる各項目の記入状況、オンライン回答比率、オンライン回答での途中離脱状況を確認し、実態調査実施上の課題を抽出できる。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い、：必要性が低い</li> </ul>	
(評価)	<p>ものづくり産業の集積する中京都市圏では、近年、高速道路網や鉄道整備などが進められ、都市交通環境が大きく変化している。また、令和6年には東海環状自動車道開通、令和9年にはリニア中央新幹線開業が見込まれている。</p> <p>このような状況の中、産業・経済の活力向上や快適な交通環境、生活環境の形成を実現するため、人流、物流の実態を総合的に把握し、圏域内の交通計画に反映していくことが必要である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価)	<p>本事業で得られた調査結果は行政機関などに貸出を行っており、都市計画の策定・見直し、交通課題の対策検討などに活用されているため、事業の効果は高い。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている、：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価)	<p>新たな調査・分析手法についても検討を進めており、今後も調査実施時点の最新の見地に基づいた効率的な調査実施に努める。</p>

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 調査結果の活用範囲の拡大について、検討を行っているところである。</li> </ul>
--

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 第6回調査として、都市交通および調査への課題を整理し、実態調査を実施する。次年度以降は、得られた調査結果を交通課題への対策検討等に当たってのデータとして提供していく。</li> </ul>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：都市計画総務費

## 事業名 美しいひだ・みの景観づくり推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市政策課 地域計画係 電話番号：058-272-1111 (内 3756)

E-mail：[c11654@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11654@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 400千円 (前年度予算額：457千円)

&lt;財源内訳&gt;

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	457	0	0	0	0	0	0	0	457
要求額	400	0	0	0	0	0	0	0	400
決定額	400	0	0	0	0	0	0	0	400

## 2 要求内容

## (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県内各地域においてそれぞれの地域特性に応じた良好な景観形成のため、県民、事業者及び景観形成の主体である市町村の景観に対する意識の高揚を図るとともに、景観形成に資する施策・活動の推進を図ることを目的とする。

## (2) 事業内容

## 圏域別景観・屋外広告物担当者会議

- ・良好な景観形成に関する検討を行うため、圏域毎に担当者会議を開催し、それぞれの地域における課題についての研究や意見交換等を行う。

## 景観形成推進員設置費

- ・県民と一体となって良好な景観の形成を図るため、県景観基本条例に基づき景観形成推進員を設置。現在 65 名の県民に委嘱している。

## 景観形成情報提供事業

- ・良好な景観の形成に関する最新の各種情報を収集し、市町村、まちづくり団体、県民等に情報発信する。また、県景観基本条例に基づく年次報告を景観白書として一般に公表する。

## 景観資産掘り起し支援事業

- ・景観形成に関する取組が十分でない市町村を中心に、景観に関する専

門家及び職員による出前講座、現地視察等を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

本事業は、「岐阜県景観基本条例」に規定されている「市町村との連携」、「議会等への年次報告」、「景観形成推進員の設置」、「普及啓発」など、県が行わなければならない事業に対する義務的経費を基本としている。

(4) 類似事業の有無

無

### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	61	出前講座に要する専門家報償費
旅費	196	費用弁償(専門家、景観形成推進員)、業務旅費
需用費	105	景観白書印刷費、消耗品費
役務費	38	景観形成推進員への通信運搬費、保険料
合計	400	

### 決定額の考え方

### 4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

長期構想

政策の方向性

3 「清流の国ぎふ」づくり(「2020プロジェクト」)

(1) わがまち「清流の国」づくり

・良好な都市景観の形成を促進し県営都市公園の適切な管理運営を行うことで、訪れた人が「清流の国ぎふ」を実感できる、魅力ある景観や都市環境を形成する。

岐阜県景観基本条例に基づく「岐阜県景観形成基本方針」

(2) 国・他県の状況

県内市町村の景観計画策定団体率 43%は、全国平均 34%を大きく上回る。

(3) 後年度の財政負担

県内の全市町村での景観行政施行を目標に継続する。

# 事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
県内全市町村の景観行政団体への移行及び景観計画の策定を支援することで、地域特性に応じた良好な景観形成に寄与する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				(前々年度末時点)		
景観行政団体数	0 (H17)	21 (H24)	24 (H27)	25 (H31)	42 (R3)	60%
景観計画策定団体数	0 (H17)	14 (H24)	17 (H27)	18 (H31)	42 (R3)	43%

指標を設定することができない場合の理由

### （前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
全国景観会議への参加  
「県土の良好な景観の形成に関して講じた施策に関する報告」の議会報告  
景観・屋外広告物担当者会議  
岐阜県景観行政セミナー  
国や有識者を講師として、市町村職員を対象に実施

### （前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
H26年度以降の市町村景観行政団体への移行  
羽島市（H26.3.31）、山県市（H26.3.31）、関ヶ原町（H30.6.1）が景観行政団体へ移行  
市町村景観計画策定  
H26年度 関市、本巣市が景観計画策定  
H27年度 瑞浪市が景観計画策定  
H30年度 羽島市が景観計画策定

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い                      ：必要性が低い</li> </ul>	
(評価)	県景観基本条例に基づき、良好な景観形成に寄与する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価)	県内市町村の景観計画策定団体率 43% は、全国平均 34% を大きく上回っている。今後も目標値に対し、事業を推進していく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている                      ：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価)	○ 景観行政の動きが鈍い市町村に対し、景観計画の策定市町村の事例を紹介や住民意識の向上を図る施策を実施し、景観行政団体移行及び景観計画策定につながっている。セミナーの開催等、国や市町村と連携して進めることにより、効率化が図られている。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 各市町村間で景観行政に対する温度差が激しい。良好な景観の維持保全のためには、全県的な施策から重点的な地域への支援方法の検討が必要である。</li> </ul>
--

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 景観行政空白地がなくなるまでは、当事業による県の一定の関与が必要である。</li> </ul>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：都市計画総務費

## 事業名 屋外広告物規制推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市政策課 地域計画係 電話番号：058-272-1111(内 3756)

E-mail: [c11654@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11654@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 1,096千円(前年度予算額：740千円)

&lt;財源内訳&gt;

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	740	0	0	740	0	0	0	0	0
要求額	1,096	0	0	1,096	0	0	0	0	0
決定額	1,096	0	0	1,096	0	0	0	0	0

## (1) 要求の趣旨(現状と課題)

良好な広告景観の創出のため、屋外広告物に対する県民の意識を高めるとともに、岐阜県屋外広告物条例(以下「条例」という。)等の屋外広告業者への普及啓発を図ることを目的とする。

## (2) 事業内容

## 屋外広告物規制推進費

## ア．県下一斉簡易除却、街頭啓発・是正指導

- ・屋外広告物法に基づき、違法なはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の簡易除却を実施する。
- ・屋外広告物の規制についてわかりやすく記載したチラシを県民に配布し、屋外広告物規制に対しての意識高揚を図る。商店街において店頭には置かれた違反広告物に対する是正指導等を行う。

## イ．屋外広告業登録事務、屋外広告物に係る指導事務

- ・屋外広告業の登録、更新、登録内容の変更等の事務を行う。
- ・屋外広告物の許可、簡易除却等の市町村移譲事務について、市町村に対し事務指導を行うほか、市町村間や他自治体間等との連絡調整を行う。

### 屋外広告物講習会費

- ・屋外広告物講習会は条例に基づき開催するもので、屋外広告物の表示等に関する業務に従事する方又は従事しようとする方を対象に、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し、必要な知識の習得を目的に開催するもの。
- ・平成 20 年度以降は県と岐阜市で交互に開催し、それぞれが費用を負担することになったが、平成 28 年度の屋外広告物条例施行規則の改正(自己点検報告書の追加に関する)により、屋外広告物講習会の需要が高まっている。
- ・令和 3 年度は岐阜県が主催。

### ( 3 ) 県負担・補助率の考え方

- ・屋外広告物法及び条例において、県は屋外広告業を営む者に対し必要な指導、助言及び勧告を行うこととなっている他、講習会を開催することとなっている。

### ( 4 ) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	208	市町村への指導のための旅費等
需用費	152	消耗品費・会議費
役務費	54	保険料、郵便代等
委託料	660	屋外広告物講習会開催委託料
その他	22	使用料及び借上料(会場借上料)
合計	1,096	

### 決定額の考え方

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 良好な広告景観の創出のため、屋外広告物に対する県民の意識を高めるとともに、岐阜県屋外広告物条例等の屋外広告業者への普及啓発を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

指標を設定することができない場合の理由

普及啓発事業であるため、数値目標は設定できない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
 (1) 「屋外広告物適正化旬間」における県下一斉簡易除却、街頭啓発、是正指導：9月1日から10日までの屋外広告物適正化旬間において、県内各地で実施  
 (2) 屋外広告物講習会の実施  
 令和2年9月30日（水）ハートフルスクエア-Gにおいて開催（受講者数45名 岐阜市と隔年開催 令和2年度は岐阜市開催）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
 「屋外広告物適正化旬間」の取組には、景観形成推進員、ボランティア等も協力し、啓発活動により屋外広告物に対する意識を高めることができた。  
 屋外広告物講習会修了者は屋外広告業の登録にあたり設置が義務付けられている業務主任者の要件の一つであり、講習会による屋外広告業者の育成により、良好な景観の形成や屋外広告物の安全性の向上を図ることができる。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い                      ：必要性が低い</li> </ul>	
(評価)	屋外広告物は街の景観を構成する重要な要素であり、屋外広告物に対する意識向上及び屋外広告業者の能力向上を図る事業の必要性は非常に高い。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価)	講習会の開催を通じて、屋外広告物所有者等に対し、広告物のルールの周知及び安全対策に対する意識の向上が図られている。 屋外広告物適正化旬間における違反広告物の簡易除却件数は減少傾向にあり、啓発活動による掲出者等の意識の向上が見られる。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている                      ：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価)	屋外広告物適正化旬間等の啓発活動について、市町村と協力して実施することで効率的かつ効果的な活動を実施している。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 屋外広告物の適正化には県民一人ひとりの意識向上が重要であるため、該当啓発活動等を利用してPRを実施しているが、違反広告物等がまだみられる。今後も、屋外広告物のルールの周知が必要である。</li> </ul>
--

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 昨今の景観に対する意識の高まりを背景に、屋外広告物の適切な規制が重要であり、今後も継続的に県民への啓発活動及び屋外広告業者に対する指導を実施していく。また、屋外広告物講習会の開催に当たっては、近年高まる広告物の安全性の確保を一つのテーマとして、受講者の意識向上を図る。</li> </ul>
---

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	